

# 令和2年度 人材投資促進事業補助金 募集要項 (県外在住者雇用促進事業)

## 1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行により市内の雇用情勢が悪化する中、市内事業者における雇用維持や人材投資の促進を図るため、県外在住者を新たに雇用する際に要する費用に対して、それに係る費用の一部を助成します。

## 2. 募集期間

令和2年9月24日(木)～令和3年3月31日(水)

※ただし、令和3年3月31日(水)までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合に限ります。

※予算が終了次第、募集を締め切ります。(先着順)

## 3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること

## 4. 補助対象経費

新たに採用する県外在住者の基本給

※次に掲げる経費については補助対象になりません。

- ・基本給以外の費用
- ・雇用後2カ月以降の基本給に要する費用

※国や県等から同様の事由により助成金を受けた場合は、対象経費からその助成金の額を控除した額とします。

※次の条件に基づく採用者が対象です。

- ・期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に基づく採用であること。
- ・市内事業所に就労する採用者であること。

## 5. 補助率等

補助率 補助対象経費の2分の1以内

補助対象 補助対象経費（基本給）の2カ月分以内

補助上限額 1事業者につき30万円以内（ただし、1カ月15万円以内）

※同一者での申請は年度内で1件とします。

## 6. 提出書類

### 【交付申請時】

交付申請書、補助事業実施計画書、雇用契約書、市税完納証明書、その他必要とする書類

### **【実績報告時】**

実績報告書、基本給の支払いが証明できるもの、その他必要とする書類

### **7. 審査方法、結果の通知**

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

### **8. 実績報告、補助金の支払い**

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

### **9. 提出及び問合わせ先**

塩尻商工会議所 担当：横山、小林

〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406

電話 0263-52-0258

FAX 0263-51-1388